

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	五洋建設株式会社
代表者氏名	代表取締役 清水 琢三
本店所在地	東京都文京区後楽 2-2-8
停止期間	1 か月

3 入札参加停止の理由

五洋建設株式会社は、「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、令和3年7月9日に作業員が高所作業車から転落し負傷した工事関係者事故について、所轄の労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで提出しなかった。

このことにより、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴された。（令和4年12月22日、罰金刑（20万円）が確定）

4 停止期間の始期及び終期

令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 か月以上9 か月以内